

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

平成26・27年度の

# 後期高齢者医療保険料率

が決まりました



平成26年度及び平成27年度の茨城県後期高齢者医療保険料率と賦課限度額が決定しましたのでお知らせします。

## ◇保険料率及び賦課限度額◇

保険料率（均等割額・所得割率）は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

<b>均等割額</b> 被保険者 1人あたり <b>39,500円</b> （または軽減後の金額）	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 <b>×8.0%</b>	=	<b>年間保険料</b> <b>（上限57万円）</b> ※100円未満切捨て
--	---	---	---	---

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料が計算されます。

### <主な改正点>

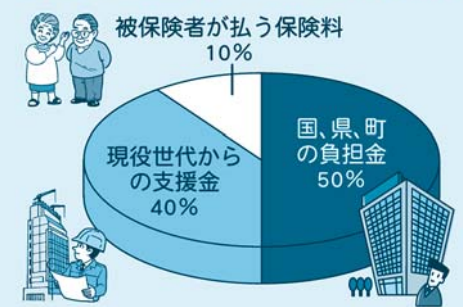
#### ①保険料の賦課限度額の引上げ

賦課限度額が55万円から57万円に改正されました。

#### ②保険料軽減対象の拡大

被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を軽減する基準については24万5千円を乗ずる被保険者数に新たに世帯主を含めることとし、2割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額が35万円から45万円に改正されました。

### 【高齢者の医療費における財源割合】



## 保険料の軽減について

### ●均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯の所得区分（被保険者と世帯主）		軽減割合	軽減後の均等割額
前年の総所得金額(※1)が33万円を超えない世帯	被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
	上記以外	8.5割	5,925円
前年の総所得金額が33万円+「24万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯		5割	19,750円
前年の総所得金額が33万円+「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯		2割	31,600円

※1 収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

### ●所得割額の軽減

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円以上211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

### ●その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、または国民健康保険組合から後期高齢者医療制度に加入した方は該当しません。

**問合せ** 保険料の計算について／茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213  
 保険料の納付について／城里町役場 保険課 ☎029-288-3111(内線372)